

るための議論が与党、農業団体において開始され、その過程でウルグアイ・ラウンド合意に基づき我が国が適用している米の関税化の特例措置の取扱いについても議論された。

イ その中で、ミニマム・アクセス米輸入の経験、食糧法の定着、「農政改革大綱」の発表等の状況変化及び農業協定の規定等を踏まえ、現時点で関税措置への切換えを行うことが、ミニマム・アクセスの増大を抑え、次期交渉においても有利な立場を得ることが可能なことから、我が国の国益にとって最善の選択という結論に至った。このため、平成10年12月17日に農水省・与党・農業団体の三者間で平成11年4月から関税措置への切換えを行うことが合意され、翌18日に開催された「WTO農業協定関係閣僚会議」において関税措置への切換えを政府として正式に決定した。

(2) 米の関税措置への切換えの内容

この決定を受けて、以下の事項を内容とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」が国会において可決・成立し、平成11年4月1日から施行されている。なお、関税措置への切換えに伴い、ミニマム・アクセスの数量は、従来の特例措置を継続する場合に比べて、増加量が半減(0.8%/年→0.4%/年)されることとなった。

平成11年度76.7万玄米トン→72.4万玄米トン
(68.3万精米トン→64.4万精米トン)
平成12年度85.2万玄米トン→76.7万玄米トン
(75.8万精米トン→68.3万精米トン)

ア 米穀の輸出入の許可制の廃止

米穀の輸出入の許可制を廃止するとともに、これに伴い許可を受けて輸入した米穀の政府への売渡義務を廃止する。

イ 米穀の輸入に当たっての納付金制度の創設

二次税率を負担して行われる米穀の輸入について、政府が二次税率の一部を納付金として徴収することが出来るようにする。

また、米穀の輸入に係る納付金を食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳入とする。

(納付金の額292円/kg)

ウ 米穀の輸出入に係る届出制の創設

米穀の輸出入について届出義務を課すこととする。

エ 二次税率の設定

① 農業協定に基づき算定した「関税相当量」を基本税率とする。

(基本税率402円/kg)

② 農業協定の規定に基づき各年度の二次税率を算定し、このうち納付金を除いた額を暫定税率とする。

	二次税率	うち暫定税率
平成11年度	351.17円/kg	59.17円/kg
12年度	341 円/kg	49.17円/kg

③ 米穀について特別緊急関税制度(特別セーフガード)の対象とする。

第6節 米価及び麦価

1 米 価 審 議 会

(1) 10年度に開催された米価審議会は以下のとおりである。

第1回 6月4日 10年産麦の政府買入価格について

第2回 11月6日 11年産米の政府買入価格及米の標準売渡価格について

第3回 12月11日 麦の政府売渡価格について

なお、3月15日に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」についての米価審議会委員懇談会を開催している。

(2) 前委員の退任に伴い、米価審議会委員として3名が以下のとおり任命された(50音順、敬称略)。

平成10年10月22日任命 溝口 進(全国町村会常任理事)

平成11年2月10日任命 倉持 八郎(全日本農民組合連合会書記長)

竹内 克伸(商工中金副理事長)

なお、任期継続中の委員は以下の22名である。

平成9年5月1日任命 高山 憲之(一橋大学教授)

平成9年7月16日任命 栗田 幸雄(福井県知事)

平成10年3月10日任命 青山 三千子(国民生活センター参与)

上田 喜志子(長崎県地域婦人団体連絡協議会会長)

内田 公三(社団法人経済団体連合会事務総長)

内館 晟(日本生活協同組合連合会副会長理事)

甲斐 麗子(主婦連合会参与)

加倉井 弘(日本放送協会解説委員)

黒田 節子(マーケティングコンサルタント)

小金 芳弘(東洋学園大学)

教授)
 後藤 晃 (一橋大学教授)
 五月女 昌巳 (栃木県農業士)
 生源寺 真一 (東京大学教授)
 武政 邦夫 (農林漁業金融公庫理事)
 田中 宏尚 (財団法人自主流通米価格形成センター会長)
 中村 裕 (全国農業会議所専務理事)
 野村 昭 (全国食糧事業協同組合連合会会長)
 原田 睦民 (全国農業協同組合中央会会長)
 村上 紀子 (女子栄養大学教授)
 本橋 元 (全国農業協同組合連合会代表理事会長)
 八木 宏典 (東京大学教授)
 渡辺 五郎 (財団法人日本穀物検定協会会長)

2 米 価

(1) 米穀の政府買入価格

ア 最近の米需給事情、自主流通米価格の動向

最近の米をめぐる需給に関しては、4年連続の豊作等を背景として大幅な緩和基調で推移してきたところであるが、9年11月にとりまとめた「新たな米政策大綱」に基づく各般の施策の総合的推進により、米穀の需給バランスは回復傾向に転じている。

しかしながら、10年10月末の国内産米の持越在庫数量は、政府米が297万トン、自主流通米が47万トン、合計344万トンと適正備蓄水準を依然として大幅に超える状況となっている。このため、米穀の需給均衡を回復するため、引き続き「新たな米政策」を着実に推進することとしている。

また、備蓄運営ルールを前提に、政府米の販売方法については、毎月、全国農業協同組合連合会(全農)等と協議して、政府米の値引販売の抑制や販売対象銘柄の限定を行い、自主流通米の販売を優先させることにより市場の安定を図ってきた。この結果、自主流通米の販売は前年を大幅に上回り、また、これによる自主流通米の在庫減少や10年産の生産調整の効果もあ

り自主流通米の価格も回復してきており、10月27日の入札取引(10年産第4回)では、9年産最終回(6月)の指標価格に比べて、平均2.9%の上昇となったところである。

なお、10年産米の自主流通米取引については、平成10年6月の「自主流通米取引に関する検討会」の報告を受けて、自主流通米価格形成センターにおいて需給実勢を的確に反映した価格を形成することは稲作経営安定対策における農業者への適切な補てんや自主流通米の円滑な流通を図る上で極めて重要であるとの考えの下、10年産から値幅制限方式に代わる新たな入札システムを導入するなど、大綱を踏まえた抜本的改善を図ったところである。

イ 農業団体からの要請

全国農業協同組合中央会(全中)は、10月に「新たな米政策の推進と水田営農の確立に関する要請」を決定し、「11年産政府買入価格は、適切に決定すること。」と要請した。

これは、食糧法の下での価格の安定は、政府米と自主流通米を通じた総合的観点から図られる必要があり、生産調整を円滑かつ着実に推進することにより全体需給調整を行い、米全体の価格の安定を確保することが重要であるとの認識に立っているものと考えられる。

ウ 米価審議会

11年産米価を審議する米価審議会は、11月6日に開催され、米穀の政府買入価格及び標準売渡価格の決定に関する基本的事項とあわせて、「新たな米政策大綱」の実施状況及び今後の推進、生産及び出荷の指針について審議することとなった。

政府は諮問及び諮問の説明を行うとともに、現行算定方式に基づき60kg当たり15,528円とする11年産政府買入価格の政府試算値を示した。

エ 平成11年産米穀の政府買入価格の試算

(ア) 算定方式について

食糧法下での政府買入米価は、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことを踏まえ、自主流通米の価格動向を反映させるほか、生産コスト等を参酌し、米穀の再生産を旨として決定することとされている。

a 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により価格変動率を求めるとともに、生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格に乘じ、「求める価格」を算出する。

この場合、

- ① 基準価格は、前年産米穀の政府買入価格とする。
- ② 自主流通米価格の変動率の算出に当たっては、全ての上場銘柄の加重平均価格を用いる。
- ③ 生産コスト等の変動率の算出に当たっては、前年産米穀の価格決定時から直近までの物価・労賃の動向及び反収の動向を織り込む。

○ 求める価格 = $P_0 \times (A \times w_1 + B \times w_2)$

P_0 : 基準価格 (前年産米穀の政府買入価格)

A : 自主流通米価格の変動率

B : 生産コスト等の変動率

w_1 : 0.5

w_2 : 0.5

b 政府買入米価について、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図る観点から、

- ① 自主流通米価格の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、需給変動による価格への影響を緩和するため、生産調整面積の変更を決定した年の年産に係る自主流通米の入札価格の平準化を行う。

- ② また、生産コスト等の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、平準反収を用いる。

(イ) 算定

上記の考え方にに基づき算定した平成11年産米穀の政府買入価格は、60kg当たり15,528円 (前年産価格に対し▲277円, ▲1.75%) となる。

(注) 上記の価格は、「うち1～5類, 1～2等平均, 包装込み, 生産者手取予定価格」である。

○ 求める価格 = $15,805 \times (0.9708 \times 0.5 + 0.9941 \times 0.5)$

(ウ) 試算値について

自主流通米価格の変動率については、10年産の価格は9年産に比べ上昇しているものの、7年産の水準までには回復していないことを反映して97.08% (▲2.9%)、生産コスト等の変動率については、労働時間が減少していることや、物価・労賃が安定的に推移していることを反映して99.41% (▲0.6%) となり、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格である10年産米価 (15,805円/60kg) に乗じることにより算出すると、60kg当たり15,528円 (10年産米価に対し, ▲277円, ▲1.75%) となった。

(エ) 答申・決定

このような政府試算値に対して、「算定方式は、自主流通米価格の変動率と生産コスト等の変動率を均等にウェイト付けして反映する方式になっているが、近

年の市場価格の影響が大きくなっていることを踏まえれば、自主流通米価格の変動率のウェイトを高めるべきではないか。」等の意見もあったが、大方の委員は「諮問値は算定方式どおりであり妥当。」と言った賛成ないし止むを得ないとの意見であった。

このような議論を踏まえて答申が行われ、11月6日午後5時30分頃に渡邊五郎米価審議会会長から中川昭一農林水産大臣に答申が手交された。この米価審議会の答申を踏まえ、同日、平成11年産米穀の政府買入価格について政府試算値どおり決定した。

平成11年産米穀の政府買入価格について

平成10年11月6日

平成11年産米穀の政府買入価格

60kg当たり

15,528円

(注) 上記の価格は、うち玄米1～5類, 1～2等平均, 包装込み, 生産者手取予定価格である。

○ 類別・等級別政府買入価格

(単位: 玄米60kg当たり, 円)

	1 等	2 等	3 等
	〈 0 〉	〈 ▲320 〉	
1 類 (+400)	15,950	15,630	-
2 類 (+250)	15,800	15,480	-
3 類 (0)	15,550	15,230	-
4 類 (▲350)	15,200	14,880	-
5 類 (▲750)	14,800	14,480	14,133

(注) 1 水稻うち裸価格である。

(注) 2 () 内は、3類に対する加算・減算額であり、〈 〉内は、1等に対する減算額である。

(2) 米穀の政府売渡価格

米穀の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第61条第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成10年11月6日の米価審議会において政府案が諮問され、諮問に基づく審議の後、同日答申が行われ、これを踏まえて政府案どおりに決定された。

ア 国内産米

(ア) 基本的考え方

国内産米の標準売渡価格については、食糧法の下で政府米が備蓄運営の機能を有することを踏まえながら米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させること

を旨として定めることとされている。

(イ) 米穀をめぐる事情

a 最近の需給動向

米穀の全体需給は、4年連続の豊作等を背景として大幅な緩和基調で推移してきたところであるが、9年11月にとりまとめた「新たな米政策大綱」に基づく各般の施策の総合的推進により、米穀の需給バランスは回復傾向に転じている。

しかしながら、最近の動向を踏まえた需給見通しでは、10年10月末の国内産米の持越在庫量は、政府米が297万トン、自主流通米が47万トン、合計344万トンと適正備蓄水準を依然として大幅に超える状況となっている。

このため、米穀の需給均衡を回復するため、引き続き「新たな米政策」を着実に推進することとしている。

b 家計費及び物価の動向

最近における家計費及び物価の動向は、標準売渡価格の前回改定時（平成10年1月、▲1.5%引下げ）と現時点との比較でみると、消費者物価指数（総合）は▲0.3%の低下となっており、消費者物価指数（米類）についても▲0.2%の低下となっている。

c 政府管理コスト

適正備蓄水準を大幅に超える備蓄保有、備蓄米の保管期間の長期化等により、管理経費は増加傾向にある。

d 政府買入価格

平成11年産米の政府買入価格については、本米価審議会において政府案として、▲277円、(▲1.75%)の引下げを諮問したところである。

(ウ) 標準売渡価格の改定

以上の状況を踏まえつつ、政府買入価格の引下げ効果を消費者に還元することとし、消費者の家計の安定が図られるよう改定することとした。

イ ミニマム・アクセス輸入米

輸入米の売渡価格については、国内産米との整合性を踏まえ、改定することとした。

ウ 米穀の標準売渡価格改定（平成10年12月以降適用）の内容

(ア) 国内産米の標準売渡価格

(玄米60kg当たり)

現 行	決 定	改定額	改定率
16,982円 [17,831円]	16,806円 [17,646円]	176円 [185円]	1.04% [1.04%]

(注) 1 水稻うるち1～5類、1・2等平均包装込みの価格である。

2 [] 内は消費税額分を含む価格である。

(イ) 輸入米の標準売渡価格

(玄米60kg当たり)

現 行	決 定	改定額	改定率
12,652円 [13,285円]	12,389円 [13,008円]	263円 [277円]	2.08% [2.09%]

(注) 1 銘柄区分M₃の価格である。

2 [] 内は消費税額分を含む価格である。

(参考)

○ 類別・等級別標準売渡価格〔国内産米〕

(水稻うるち玄米60kg当たり、円)

	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類
1 等	18,165 (19,073)	17,315 (18,181)	16,765 (17,603)	16,215 (17,026)	15,665 (16,448)
2 等	17,845 (18,737)	16,995 (17,845)	16,445 (17,267)	15,895 (16,690)	15,345 (16,112)

(注) () 内は消費税額分を含む価格である。〔輸入米〕

(正味60kg当たり、円)

M ₁	M ₂	M ₃	M ₄	M ₅	L
1 類 2 等 相当	2 類 2 等 相当	3 類 4 等 相当	4 類 2 等 相当	5 類 2 等 相当	—
13,789 (14,478)	12,939 (13,586)	12,389 (13,008)	11,839 (12,431)	11,289 (11,853)	10,118 (10,624)

(注) 1 () 内は消費税額分を含む価格である。

2 銘柄区分Lの価格は精米価格である。

3 各銘柄区分に属するものは以下のとおり。

(M₃) : アメリカ産加州米ミディアムグレイン、オーストラリア産米、中国産東北米

(L) : タイ国産うるち精米100%、タイ国産うるちA₁ スーパー、タイ国産もちA₁ スペシャル、アメリカ産碎精米、タイ国産もち精米、オーストラリア産碎精米

○ 米穀の標準売渡価格を基準として定める予定価格等

1 政府米の標準売渡価格を基準として定める売渡予定価格については、品質、用途等の相違を参酌する

に当たり、備蓄の的確な運営を図る観点から、自主流通価格の動向、政府米の販売状況等を考慮し、適切かつ弾力的に設定することとする。

2 年産格差等

〔国内産米の年産格差〕

(玄米60kg当たり)

新 米 対 比	格 差	備 考
一 年 持 越 米	600円	現行同額
二 年 持 越 米	1,200円	現行同額
三 年 持 越 米	1,800円	現行同額

(注) 1 年産格差は類ごとに設定する格差の平均である。

2 一年持越米とは、収穫年の翌年の11月に持ち越された米穀をいい、平成11米穀年度においては9年産米である。

3 消費税額分を含まない価格である。

〔輸入米の輸入年度の相違に対応した格差〕

(正味60kg当たり)

当年度輸入分対比	格 差	備 考
前年度以前輸入分	一律 450円	現行同額

(注) 1 前年度以前輸入分とは、輸入した会計年度の次会計年度の11月に持ち越された米穀をいい現時点においては9年度以前の輸入分である。

2 消費税額分を含まない価格である。

エ 米価審議会への諮問

諮 問

平成11年産米穀の政府買入価格については、米穀の需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点に立って算定を行い、この算定に基づき決定する必要があると考える。また、米穀の標準売渡価格については、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成10年11月6日

農林水産大臣 中川 昭一
諮問の説明

米穀につきましては、連年の豊作等を背景として全体需給が大幅な緩和基調で推移する中、昨年

11月、生産調整対策、稲作経営安定対策及び計画流通制度の運営改善を基軸とする「新たな米政策大綱」を取りまとめ、これに基づく各般の施策を総合的に推進してきているところであります。この結果、米穀の需給バランスが回復傾向に転じる等着実に成果が上がってきております。しかしながら、本年10月末の国内産米在庫量は344万トンと、適正備蓄水準を依然として大幅に超える状況となっております。

このため、米穀の需給均衡を図るため、引き続き「新たな米政策」を着実に推進することとしております。

平成11年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格につきましては、計画流通制度の運営の一環として、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の規定に基づき、適切に決定する必要があります。

具体的には、平成11年産米穀の政府買入価格につきましては、「新たな米政策」を踏まえ、引き続き、自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を基礎として、需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営が図られる現行の方式により算定することとしてはどうかということであります。

また、米穀の標準売渡価格につきましては、以上のような米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して決定することとし、ミニマム・アクセス輸入米は、国内産米の価格体系との整合性も踏まえながら決定することとしてはどうかということであります。なお、実際の売却に当たっては、備蓄の適切な運営を図る観点から、標準売渡価格を基準としつつ、需給動向に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があります。

オ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった米穀の政府買入価格及び標準売渡価格に関して、下記のとおり答申する。

記

政府買入価格及び標準売渡価格については、標準売渡価格についてその引下げ幅に一部異論があったが、全体として賛成ないし止むを得ないとの意見であったので、政府案どおり決定されたい。

平成10年11月6日

農林水産大臣 中川 昭一 殿
米価審議会会長 渡 邊 五 郎

3 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成10年産麦の政府買入価格については、平成10年6月4日に開催された米価審議会に、小麦については、前年産に対し0.72%引き下げるという政府案が諮問され、同日に米価審議会から答申が行われた。この答申を受け、10年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、6月11日に農林水産省告示第938号をもって告示された。

ア 米価審議会への諮問

平成10年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎として決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成10年6月4日

農林水産大臣 島村宜伸
諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格につきましては、昭和63年の答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎とし、麦をめぐる状況等にも配慮するなどして決定してきております。

最近の麦をめぐる状況を見ると、生産・流通・加工のそれぞれの面で様々な問題が生じており、麦政策全般にわたり抜本的な改革が必要とされる状況にあります。

このような中、農林水産省としても、平成9年12月に米価審議会から頂いた答申の附帯意見において、「麦問題研究会の報告については、早急に具体策の検討を深め、その実現を図ること」とされたことを踏まえ、麦問題研究会報告に示された方向に即し、麦に関する施策について総合的な検討を進め、その成果を去る5月29日に「新たな麦政策大綱」として省議決定したところであります。

す。

本大綱においては、民間流通への移行、生産者の経営安定等を図るための新たな措置の導入、生産対策・研究開発の拡充・強化等の現行施策の幅広い見直しの方向を示したところであり、今後は本大綱に即した各般の施策を総合的に推進し、麦作農家の経営安定を図るとともに麦の品質の改善、生産性の向上の一層の促進等に努めていくこととしております。

新たな麦政策は、国内産麦の流通を実態的にも自由な民間流通に委ねることとしておりますが、新制度への円滑な移行を図る観点から、民間流通が定着するまでの間は政府買入の途を残すこととしております。

この間の政府買入価格の算定については、新たな麦政策の展開方向に即したものとすることが必要であります。麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いとも合致しており、このことを踏まえれば本年産麦の政府買入価格については、引き続き現行の算定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。以上のような考え方によりました場合の平成10年産麦の政府買入価格につきましては、後ほど資料により御説明申し上げます。

イ 平成10年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\sum_{N} \bar{C}}{\sum_{N} \bar{H}} \times 60$$

P：求める価格

⌒C：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10アール当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったも

の

H：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

b 価格の算定

$$\frac{61,360\text{円}}{411\text{ kg}} \times 60\text{kg} = 8,958\text{円}/60\text{kg}$$

（銘柄区分II・1等、裸価格）

（イ）大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、（ア）の小麦の政府買入価格の算出結果に準拠して算出する。

a 大麦

6,431円/50kg（銘柄区分II・1等、裸価格）

b はだか麦

9,264円/60kg（銘柄区分II・1等、裸価格）

（ウ）銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じI、II、III及びIVの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Iの価格は、銘柄区分IIの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分IIIの価格は、銘柄区分IIの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分IVの価格は、銘柄区分IIの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円）を控除して得た額とする。

（エ）等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,100円（大麦の場合は50kgに換算して917円）を控除して得た額とする。

（オ）政府買入価格は、ア、イ、ウ及びエにより次のとおりとする。

a 小麦		(60kg当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV	
等級					
1等	9,558	8,958	8,658	8,058	
2等	8,458	7,858	7,558	6,958	
b 大麦		(50kg当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV	
等級					
1等	6,931	6,431	6,181	5,681	
2等	6,014	5,514	5,264	4,764	

c はだか麦

(60kg当たり、円)

銘柄区分	I	II	III	IV
等級				
1等	9,864	9,264	8,964	8,364
2等	8,764	8,164	7,864	7,264

ウ 米価審議会答申

答 申

平成10年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成10年産麦の政府買入価格については、現行算定方式に基づき諮問されており、諮問案どおり決定されたい。

なお、「新たな麦政策大綱」については、できるだけ早くその方向に即し、具体的対応策を示し、その着実な実施を図られたい。

平成10年6月4日

農林水産大臣 島村宜伸 殿

米価審議会会長代理 小金 芳弘

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第68条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者家計の安定を旨として、米価審議会の意見を聴いて、毎年決定することとされている。

上記の規定により10年12月11日に米価審議会が開催され、同日午後に出された答申を踏まえ、麦の政府売渡価格は11年2月1日から平均3.2%引下げられることとなり、これを10年12月24日付け農林水産省告示第1930号をもって告示した。

ア 米価審議会への諮問

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮して決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成10年12月11日

農林水産大臣 中川 昭一

諮問の説明

麦の標準売渡価格は、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

平成10年産の国内産麦につきましては、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、政府買入価格の引下げを行ったところであります。また、その作付面積は増加しております。

外国産麦の国際価格につきましては、主要生産国における増産の見通し等を背景に昨年を下回る水準で推移しております。また、為替相場は、円安基調で推移してきておりましたが、本年秋に、円高が急激に進展したところであります。

他方、麦製品の輸入につきましては、前年に比べ減少しているもののなお高い水準にあります。

また、政府管理経費の縮減合理化等により、麦管理の効率化を図っていく必要があります。

麦の標準売渡価格につきましては、以上のよう な事情を総合的に考慮して、決定することとしてはどうかということであります。

イ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格の算定の説明

a 小麦のコスト価格と平均標準売渡価格との関係
輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格（以下「輸入麦コスト価格」という。）並びに国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格（以下「国内産麦コスト価格」という。）をその買入数量で加重平均した価格と、現行の標準売渡価格をこの買入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）とから算出される価格関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト価格

① F O B 価格	トン当たり	163ドル
② 為替レート	ドル当たり	120円
③ 輸入麦買入価格	トン当たり	26,437円
④ 政府管理経費	トン当たり	8,710円
⑤ 輸入麦コスト価格	トン当たり	35,147円

(注) F O B 価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近6ヵ月間の平均価格である。

(b) 国内産麦コスト価格

① 国内産麦買入価格	トン当たり	152,850円
② 政府管理経費	トン当たり	21,857円
③ 国内産麦コスト価格	トン当たり	174,707円

(c) (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格と平均標準売渡価格との関係

① (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格

	トン当たり	50,273円
② 平均標準売渡価格	トン当たり	51,948円
③ ①-②	トン当たり	▲1,675円
④ ③/②		▲3.2%

b 米価と標準売渡価格との関係

(a) 小麦の標準売渡価格の3.2%引下げにより推定される小麦粉の消費者価格と精米の消費者価格との関係は次のとおりである。

① 小麦の標準売渡価格の引下げにより推定される小麦粉の消費者価格（1キログラム当たり）

1 現在の平均的な小麦粉の消費者価格
(食糧庁の「米麦等の取引価格調査」による家庭用小袋の価格)

200円

2 推定される小麦粉の消費者価格の影響額（試算）

▲2円程度

(注) 玄麦コストの低下分のみを機械的に試算したものである。

3 ①及び②から算出される小麦粉の消費者価格

200円 - 2円 = 198円

② 最近時の精米消費者価格（1キログラム当たり）

平成10年9月の精米消費者実効価格 425円

③ 小麦粉の消費者価格の精米の消費者実効価格に対する比率

$$\frac{198}{425} = 46.6\%$$

(b) 小麦粉の対米価比の推移

年 次	精米 (A) 実効価格 (円/kg)	小麦粉 (B) 消費者価格 (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2
60	477	211	44.2
平成元	486	204	42.0
2	496	201	40.5
3	498	200	40.2
4	514	204	39.7
5	533	204	38.3
6	586	201	34.3
7	496	199	40.1
8	475	198	41.7
9	460	200	43.5
10年9月	425	200	47.1

(参考)

	①うるち米 kcal/ 100円	②小麦粉 kcal/ 100円	③食パン kcal/ 100円	比 率 ②／①	比 率 ③／①
10年 9 月	838	1,840	547	219.6	65.3

c 価格算定の考え方

小麦の標準売渡価格については、輸入麦及び国内産麦のコストの見通し、精米の消費者価格と小麦粉の消費者価格との関係、その他小麦にかかる諸事情を総合的に勘案し、平均3.2%引き下げることとする。

また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格については、大麦及びはだか麦に係る諸事情を考慮し、小麦の場合と同率引き下げることとする。

(イ) 標準売渡価格 現行対比

小 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)
2,314円 (▲77円)

[消費税額分を含む価格 2,430円]

〔 正味 100kg当たり3,857円 (▲128円) 〕
〔消費税額分を含む価格 4,050円〕

輸入小麦 (アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホイト2等正味100kg当たり)

4,631円 (▲153円)

[消費税額分を含む価格 4,863円]

輸入小麦 (カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング・ホイト1等 (たん白含有率13.5パーセント) 正味100kg当たり)

5,183円 (▲171円)

[消費税額分を含む価格 5,442円]

大 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり)

1,684円 (▲56円)

[消費税額分を含む価格 1,768円]

〔 正味 100kg当たり3,368円 (▲112円) 〕
〔消費税額分を含む価格 3,536円〕

輸入大麦 (オーストラリア産ツーロウ2等正味100kg当たり)

3,219円 (▲106円)

[消費税額分を含む価格 3,380円]

はだか麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)

2,210円 (▲73円)

[消費税額分を含む価格 2,321円]

〔 正味 100kg当たり3,683円 (▲122円) 〕
〔消費税額分を含む価格 3,867円〕

ウ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、更なる引下げを求める意見もあったが、諮問に賛成との意見が大勢であったので、政府案どおり決定されたい。

平成10年12月11日

農林水産大臣 中川 昭一 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

第7節 食糧管理特別会計

1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料などの管理目的の異なる物資を取り扱っており、国内米管理勘定等七勘定が設けられている。

各勘定のうち調整勘定には、会計全体の資金操作を円滑にして、損失見合いの借入れの増加を避けるとともに、食糧管理勘定 (国内米、国内麦および輸入食糧の三勘定) の損益を総合的に処理するために、一般会計からの受入金を原資とする調整資金が設けられている (食糧管理勘定に毎年発生する損益は、調整勘定に移し整理され、その結果に応じて調整資金の取崩しと繰入れが行われている)。

2 10年度予算の概要

(1) 予 算 規 模

農林水産関係一般会計予算の総額は、3兆3,756億円 (前年度当初予算対比94.0%、2,167億円の減) となっている。主要食糧関係費の総額は、2,691億円 (前年度当初予算対比99.9%、1億円の減) となり、農林水産予算に占める比率は8.0%で、最高時 (昭和46年) の42.7%に比べ大幅に減少している。また、経費の内訳である食糧管理特別会計調整資金への繰入は、2,434億円、緊急生産調整推進対策費は、256億円となっている。なお、繰入の増額 (対前年度684億円の増) は、米需給安定対策を稲作経営安定対策と一体的に運営するため、その関係経費を食糧特会から支出することとしたことによるものである。

10年度の食糧管理特別会計予算は、主要食糧の需給と価格の安定を図るために取りまとめられた「新た

な米政策大綱」に基づく政策の円滑な運営が図れるよう措置している。

(2) 国内米の管理

国内米における需給均衡の回復を図るための生産調整については、平成12年10月末の国産米在庫を適正備蓄水準の上限である200万tまでに縮減することを目指して、2年間かけて取り組むこととし、平成10年度の生産調整面積は、96万3千haとしている。

国内米については、10年産米の政府買入数量を10米穀年度の政府米販売数量が125万tなることを前提として100万tと見込み、政府買入価格は10年産米の価格、政府売渡価格は10年1月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内米の管理を行う。

ア 新たな米政策の推進

「新たな米政策大綱」に即し、生産調整推進対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善を三つの基軸として総合的に推進することとしており、これらの新たな政策への移行対策等と対策の円滑な実施を図る。

(ア) 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な抛出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の政策を通じて、全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図る。

(イ) 稲作経営安定対策

生産者の抛出と政府の助成により造成した資金から、補てん価格と当年産価格の差額の一定割合を補てんする等の施策を通じて、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和する。

(ウ) 計画流通制度の運営改善

指針及び基本計画上、政府米買入数量より政府米販売数量を大きくすること、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達量を差し引いた数量とする等の措置を講じて確実に備蓄水準の適正化を図る。

イ 米飯学校給食の新たな視点に立った推進措置

米飯学校給食は、将来の米消費の担い手である児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る等重要な役割を果たしているところであり、その一層の普及を図るため、財政構造改革の趣旨を踏まえ値引措置を段階的に廃止する一方、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援など新たな視点からの推進措置を講じる。

ウ 米の需要拡大対策

栄養バランスに優れた米を中心とした「日本型食生活」の普及・定着を図るとともに、米の需給均衡に資することを目的として、各種対策を一体的に展開する。

エ 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進するとともに、ばら流通の拡大等により米穀流通の合理化を推進する。

オ 米麦の安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米麦及び外国産米麦について、残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化等を図る。

(3) 国内麦の管理

国内麦については、大麦、はだか麦及び小麦の三麦合わせて買入数量、売却数量をそれぞれ65万tと見込み、政府買入価格については、9年産麦の価格、政府売渡価格は9年4月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、麦取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内麦の管理を行う。

(4) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、米麦の安定的かつ安全な供給に努めているところである。

政府買入数量は、米穀と麦類合わせ662万t、また売却数量は米穀と麦類合わせ644万tを予定し、米麦の政府買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、米麦等の政府売渡価格は、米については10年1月1日以降に適用される価格、麦については9年4月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額並びに管理に要する所要額を計上している。

(5) 農産物等の価格の安定

農産物等については、でん粉2千tの買入に係る所要額、保管料等管理に要する経費等について所要額を計上している。

(6) 輸入飼料の管理

輸入飼料については、小麦135万t、大麦170万tの売却及びこれに必要な買入を予定し、これらに係る所要額、保管料や飼料穀物備蓄対策費補助金等の管理に要する所要額を計上している。

(7) 損益及び一般会計からの繰入れ

ア 食糧管理勘定の損益

10年度の食糧管理勘定の損益は、3,078億円の損失が見込まれており、勘定別の内訳は、国内米の管理に伴う損失（売買損益、米需給・稲作経営安定対策等助成金、政府管理経費の合計）2,971億円、国内麦の管

理に伴う損失（売買損失，管理経費）902億円，輸入食糧の管理に伴う利益（売買利益，管理経費）796億円を予定している。

この損失については，調整勘定において9年度から繰り越される見込みである調整資金の残高 678億円及び一般会計からの調整資金繰入れ 2,434億円により損失の処理を行うこととしている。

イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては，でん粉等の買入れに伴う管理に伴う損失17百万円を予定しており，同勘定は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は，前年度からの繰越損失に加え，飼料用輸入麦の売買利益，管理に伴う損失（管理経費）40億円を予定しており，一般会計から同勘定への繰入れ40億円で整理することとしている。

3 10年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては，国内米について，30玄米万tの買入及び 58玄米万tの売却に伴う利益から，管理に要する所要額を差し引いたところ，2,655億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては，国内麦について，59万t（大麦6万tはだか麦1万t，小麦53万t）の買入及び，60万t（大麦7万tはだか麦1万t，小麦52万t）売却に伴い発生した損失，管理に要する所要額により，784億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定において，MA米について，60実（64玄米）万tの買入，42実（47玄米）万tの売却，外麦について474万t（大麦21万t，小麦454万t）の買入，463万t（大麦20万tはだか麦1万t，小麦443万t）の売却に伴う利益から，管理に要する所要額を差し引いたところ，644億円の利益（MA米損失2億円，外麦利益646億円）となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は，買入れ，売却とも実績はなかったことから，損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定において，227万t（大麦142万t，小麦84万t）の買入，228万t（大麦139万t，小麦89万t）売却に伴う利益から，管理に要する所要額を差し引いたところ，8億円の損失となった。

表13 10年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表

(単位：億円)

歳 入				決算額
項 食	糧	売 払	代	4,632
	〔国 内 米〕			〔1,478〕
	〔国 内 麦〕			〔242〕
	〔輸 入 食 糧〕			〔2,912〕
輸 入	麦 等	納 付	金 収 入	5
農 産	物 等	売 払	代	—
輸 入	飼 料	売 払	代	767
一 般	会 計	よ り	受 入	2,474
	〔調 整 資 金〕			〔2,434〕
	〔輸 入 飼 料 損 失 補 て ん〕			〔40〕
検 査	印 紙	収 入		48
雑 収		入		141
食 糧	証 券 及 借 入	金 収 入		10,110
前 年 度	剩 余	金 受 入		194
純 計		額		18,371
他 勘 定	よ り	受 入		23,802
(歳 入 総 計)				42,173
歳 出				決算額
項 食	糧	買 入	費	3,461
	〔国 内 米〕			〔790〕
	〔国 内 麦〕			〔894〕
	〔輸 入 食 糧〕			〔1,777〕
農 産	物 等	買 入	費	—
輸 入	飼 料	買 入	費	528
管 理			費	3,001
	〔国 内 米〕			〔2,646〕
	〔国 内 麦〕			〔59〕
	〔輸 入 食 糧〕			〔179〕
農 産	物 等			—
輸 入	飼 料			117
事 務		費		1,008
サ イ ロ 及 倉 庫 運 営		費		13
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入				10,295
予 純 備 計		額		—
他 勘 定 へ 繰 入				18,306
(歳 出 総 計)				23,802
				42,108

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

10年度における食糧管理勘定の損失額は，2,795億円（国内米損失2,655億円，国内麦損失784億円，輸入食糧利益644億円）となったことから，これを調整勘定に移し，前年度からの繰越額770億円と当年度の一般会計からの受入額2,434億円からなる調整資金（計3,204億円）を取り崩し整理した。

この結果，10年度末の調整資金の残高は，409億円となり，これを翌年度に繰り越した。

調整資金 (単位：億円)

前年度	本年度	本年度	残高
繰越	受入	損失	
770	2,434	△2,795	409